平成24年8月13日 告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における入札・契約制度のより一層の透明性及び公平性の確保 並びに不正行為の防止を図るため、予定価格の入札執行前の公表(以下「事前公表」と いう。)の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 事前公表の対象は、本市が発注する建設工事のうち予定価格(税込)が130万円を超えるもので、石巻市競争入札審査委員会が第4条各号に掲げる方法により指定するものとする。

(事前公表の内容)

- 第3条 事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を控除した価格とする。 (事前公表の方法)
- 第4条 事前公表の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により行う。
 - (1) 一般競争入札 石巻市契約規則 (平成17年石巻市規則第57号) 第4条の規定に よる公告
 - (2) 指名競争入札 石巻市契約規則第16条第2項に規定による通知 (入札執行に係る措置)
- 第5条 事前公表を行った建設工事の入札執行回数は1回とし、予定価格を超える価格の 入札は失格とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事前公表の施行に関し必要な事項は、別に定める。 附 則

この告示は、平成24年8月13日から施行し、同日以降に公告又は指名の通知をする工事について適用する。

附 則(平成25年1月29日告示第14号) この告示は、平成25年1月30日から施行する。